

取手市国土強靱化地域計画（案）

令和3年2月

取手市

目 次

第1章 計画策定の背景・位置づけ	1
1. 計画策定の背景	
2. 計画の位置付け	
3. 地域防災計画との関係	
4. 計画期間	
第2章 本市における国土強靱化の基本的な考え方	3
1. 基本目標・事前に備えるべき目標	
2. 市の強靱化を進める上で特に配慮すべき事項	
第3章 脆弱性評価と対応方策	5
1. 自然災害（想定するリスク）の想定	
2. リスクシナリオの設定	
3. リスクシナリオごとの脆弱性評価と対応方策	
第4章 施策分野ごとの対応方策	32
1. 施策分野の設定	
2. 施策分野ごとの対応方策	
第5章 計画の推進体制	38
1. 施策の重点化の設定	
2. 計画の推進体制	

第1章 計画策定の背景・位置付け

1. 計画策定の背景

平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的課題として認知されるようになりました。

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえて、災害発生後に事後対策を行う繰り返しの避け、平時から必要な事前防災及び減災、迅速な復旧復興等に係る施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に関する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、平成26年6月には同法に基づく「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が閣議決定されるなど、今後の大規模自然災害等に備え、施策を推進するための枠組みが整備されました。

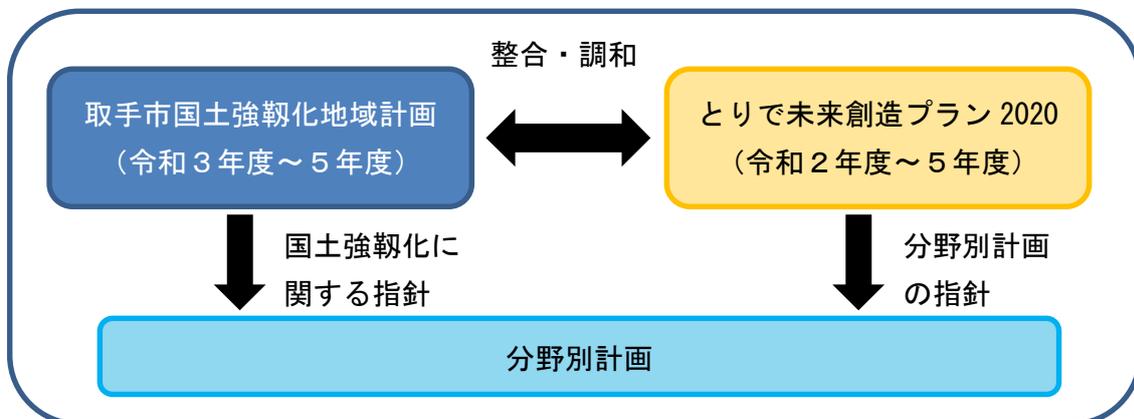
また、茨城県においても、市町村や関係機関相互の連携のもと、県の国土強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するための地域計画として、平成29年2月に「茨城県国土強靱化計画（以下「県計画」という。）」を策定したところです。

基本計画及び県計画の策定を受け、取手市においても、大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興に資する施策を計画的に推進するために「取手市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定したもので、「第六次取手市総合計画」の基本計画「とりで未来創造プラン2020」との整合・調和を図りながら、本市の地域防災計画をはじめとする、さまざまな分野の計画等の指針となります。

また、本計画は基本法第14条により基本計画との調和を保つとともに、県計画と相互に調和を保ちます。



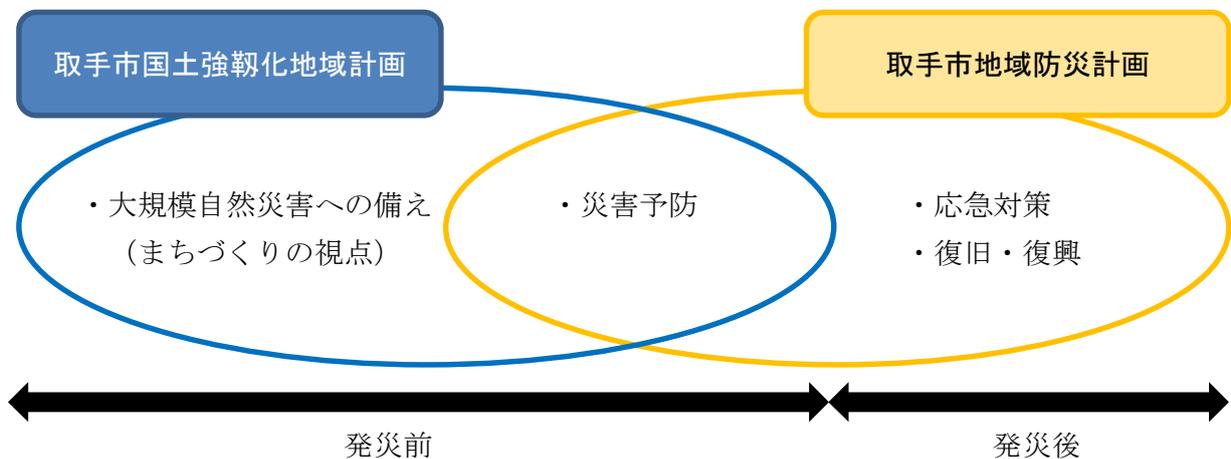
3. 地域防災計画との関係

取手市における災害への取り組みについて定めた計画として、取手市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）があります。

地域防災計画は、地震や風水害の災害ごとに防災に関する業務等を定めた計画であり、発災後の応急対策や災害復旧・復興対策に関し、視点をおいたものです。

その一方、本計画は、地方自治体の状況に応じて、災害等発生後のさまざまなリスクを想定しつつ（リスクマネジメント）、平時（発生前）の備えを中心に、包括的な対応策を講じるもので、非常時のみならず、平時にも活用できるまちづくりの視点も含めた計画となります。

両計画は、いずれも災害発生という危機に対し、地方自治体が総力を挙げて対応するために必要不可欠なものであり、それぞれの計画の目的に合わせて役割分担を図りながら、市の強靱化を目指す必要があります。



4. 計画期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とし、「第六次取手市総合計画」の基本計画「とりで未来創造プラン2020」の次期策定に合わせて、本計画の見直しを行います。

第2章 本市における国土強靱化の基本的な考え方

1. 基本目標・事前に備えるべき目標

①基本目標

基本計画及び県計画を踏まえ、次の4つを基本目標に位置付け、市の将来都市像である「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで」の実現に向け、関連施策を推進していきます。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

②事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、次の8つを事前に備えるべき目標とします。

- (1) 人命の保護
- (2) 救助・救急、医療活動等の迅速な対応
- (3) 必要不可欠な行政機能の確保
- (4) 必要不可欠な情報通信機能の確保
- (5) 経済活動の早期復旧
- (6) 必要最低限の電力、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークの確保と早期復旧
- (7) 二次災害の発生防止
- (8) 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件の整備

2. 市の強靱化を進める上で特に配慮すべき事項

本市の強靱化を図る上で、基本計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、特に以下の事項に留意し、対策を進めます。

(1) 社会構造の変化への対応等に係る事項

・人口や経済活動、社会機能などの東京への一極集中からの脱却を図るなど、国土全体の「自律・分散・協調」型の社会システムの確立に資するとともに、本市の独自性を活かし、潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出す「自律・分散・協調」型の社会システムの形成につなげる視点を持つ。

- ・本市の強靱化に向け、国、県、近隣自治体、関連事業者、地域団体やボランティア等の民間団体等が、それぞれの役割と相互の連携を意識して取り組む体制を構築する。
- ・高度成長期以降に集中的に整備したインフラは、今後、老朽化が急速に進むと見込まれており、長寿命化や計画的な更新により機能を適切に維持していく。
- ・平時からの人のつながりが強靱な社会をつくることを念頭におき、人と人、人と地域、また地域と地域のつながりの再構築や、地域や目的等を同じくするさまざまなコミュニティの機能の向上を図る。

（２）効果的な施策の推進に係る事項

①多層的な取組

- ・施策の推進に当たっては、防災・減災等の視点に加え、経済成長や自然環境の保全、各種リスクを見据えた長期的な効率性・合理性の確保など、複合的・長期的視点を持って取り組む。
- ・非常時の防災・減災等の効果を発揮するのみならず、その取り組みが平時に持つ意味を考慮して、日頃から有効に活用される対策となるよう工夫する。
- ・想定される被害や地域の実情等に応じて、ハード対策とソフト対策等を効果的に組み合わせることにより、総合的な取り組みを進める。

②各主体の連携

- ・広域的な災害に対応するため、近接自治体や全国規模での相互応援体制の整備を進め、災害時の支援物資の確保や緊急消防援助隊等の受入体制の整備に努める。
- ・民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携により、民間事業者の自主的な設備投資等を促すとともに、PPP/PFI を活用したインフラ整備や老朽化対策を進めるなど、民間の投資を一層誘発する仕組みを具体化する。

③人づくり

- ・地域の防災力を強化するため、災害から得られた教訓などを基に、災害発生時に自らの判断で的確な行動をすることができる知識、知恵及び技術を持った人材や、次世代の地域防災の担い手となる人材の育成と確保を図る。

④重点化及び進捗管理

- ・施策の重点化や進捗管理（PDCA サイクル）を通じて、本計画に基づく施策の推進及び見直しを行うとともに、本市の強靱化に関わる各主体間で中長期的な方針を共有し、短期から長期の時間管理概念を持った計画的な取り組みを推進する。

第3章 脆弱性評価と対応方策

本市における大規模自然災害等に対する脆弱性評価は、大規模自然災害による甚大な被害を回避するために、現在の施策で足りるかどうか、どこに脆弱性があるのかを明らかにするため実施するものです。

脆弱性評価は、国が実施した手法を参考に、以下の手順により脆弱性評価を行い、強靱化のための対応方策を策定します。

1. 自然災害（想定するリスク）の想定
2. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ。以下「リスクシナリオ」という。）の設定
3. リスクシナリオごとの脆弱性評価と対応方策

1. 自然災害（想定するリスク）の想定

本市に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されますが、基本計画及び県計画が首都直下地震や南海トラフ地震など、広範な範囲に甚大な被害を大規模自然災害を想定していることを踏まえ、本計画においても、当面、大規模自然災害を対象とします。

大規模自然災害の範囲は、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般（地震、台風・竜巻・豪雨などの風水害）とします。

【参考】本市における被害想定

○茨城県南部の地震（茨城県地震被害想定）※冬 18 時発生

・建物被害

液状化		揺れ		土砂災害		火災	合計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
85	697	257	1,721	*	*	1,573	1,915	※2,419

*：わずか、※集計結果の切り上げ処理等により合計が合わない場合がある。（茨城県発表データ）

・人的被害

死者	負傷者
16	292

・ライフライン（被災直後）

	電力被害		上水道被害		下水道被害	
	停電件数	停電率	断水人口	断水率	機能支障人口	機能支障率
発災直後	63,961	0.93	97,078	0.96	73,522	0.93
1日後	54,551	0.79	88,437	0.87	63,011	0.80
1週間後	0	—	25,007	0.25	1,313	0.02

【参考】本市の主な過去の災害

○東日本大震災

- ・発生日：平成 23 年 3 月 11 日
- ・震度：6 弱（井野） 5 強（寺田・藤代）
- ・罹災証明発行状況：全壊 28 件、大規模半壊 72 件、半壊 299 件、一部損壊 3,764 件
※令和 3 年 1 月 1 日現在
- ・避難の状況：避難所 14 カ所（指定避難所以外 6 カ所含む）

避難者 658 人（ピーク時）



市内の被害状況（左から）大留、小貝川堤防

○令和元年台風 19 号

- ・発生日：令和元年 10 月 12 日（土）～13 日（日）
- ・概要：上記期間にかけて、台風の影響により茨城県では強い風となり、非常に激しい雨が降ったところがあった。

市は台風上陸に備え、12 日午前 9 時に一時待避所を市内 4 カ所に開設したほか、同日正午に土砂災害警戒区域に「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、避難所を市内 8 カ所に開設した。台風通過後の 13 日は利根川取手新町水位観測所の水位が避難判断水位を超えたため、同日午後 4 時に利根川浸水想定区域に「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、避難所を市内 8 カ所に開設した。

- ・罹災証明発行状況：大規模半壊 3 件、一部損壊 63 件 ※令和 3 年 1 月 1 日現在
- ・避難の状況：一時待避所 4 カ所、利用者 304 人（ピーク時）

避難所 8 カ所、避難者 340 人（ピーク時）



（左から）水位が上昇した利根川、開設した避難所

2. リスクシナリオの設定

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）は、基本計画及び県計画との調和に留意しつつ、8つの事前に備えるべき目標に対応する23のリスクシナリオを設定します。

■事前に備えるべき目標とリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	人命の保護	1-1	大規模地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-3	土砂災害等による死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等の迅速な対応	2-1	被災地での食糧・飲料水等物資供給の長期停止
		2-2	被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	被災地における感染症の大規模発生
		2-4	帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
3	必要不可欠な行政機能の確保	3-1	市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能の確保	4-1	情報通信の麻痺・長期停止
5	経済活動の早期復旧	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞
		5-2	基幹的交通ネットワークの長期停止
		5-3	食糧等の安定供給の停滞
6	必要最低限の電力、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークの確保と早期復旧	6-1	ライフライン施設（電力・ガス・水道・石油等）の長期間にわたる供給停止
		6-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-3	交通ネットワークの機能停止
7	二次災害の発生防止	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	農地・森林の荒廃による被害の拡大
		7-4	風評被害等による市内経済等への甚大な影響
8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件の整備	8-1	災害廃棄物等の処理の停滞による復旧・復興の遅れ
		8-2	建設業関連など人材不足等による復旧・復興の遅れ
		8-3	地域コミュニティ崩壊等による復旧・復興の遅れ

3. リスクシナリオごとの脆弱性評価と対応方策

23 のリスクシナリオごとに、課題等を整理し、現在の対応力について脆弱性評価を行い、リスクシナリオを防ぐための対応方策を設定します。

目標 1. 人命の保護

リスクシナリオ

1-1 大規模地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

脆弱性評価と対応方策
<p>【脆弱性評価】</p> <p>■ 建築物の耐震化</p> <p>地震による建築物の損壊を軽減するため、耐震化を推進する。特に、既存建築物の耐震改修、防災上重要な建築物の耐震性の強化推進を図る。さらに、地震の被害を抑制するため、公共施設等、多数の方が利用する建築物、旧耐震基準で建てられた既設建築物、ブロック塀等の耐震化を推進する必要がある。</p> <p>【対応方策】</p> <p>○ 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進</p> <p>取手市耐震改修促進計画に基づき、耐震診断、耐震改修の促進施策を充実し、計画的な耐震化を促進する。</p> <p>○ 既存住宅の耐震化</p> <p>茨城県木造住宅耐震診断士による耐震診断を推進するとともに、耐震改修設計、耐震改修工事に関する補助制度を充実させることにより、住宅の耐震化を促進する。</p> <p>○ 新築住宅の耐震化</p> <p>耐震性に優れた住宅の建築を促進するために、長期優良住宅の認定を受けた住宅等の取得に対する補助を行う。</p> <p>○ 特定既存耐震不適格建築物の耐震化</p> <p>耐震改修促進法による特定既存耐震不適格建築物（多数の者が利用する一定規模の建築物）の所有者に対し、耐震診断、耐震改修の必要性を説明するとともに、必要に応じて指導、助言を行う。</p> <p>○ 公共建築物の耐震化・大規模改修</p> <p>防災拠点施設、避難所等、防災上の重要度に応じて、耐震診断、耐震改修、大規模改修を推進する。</p> <p>○ 落下・倒壊危険物対策の推進</p> <p>建築物からの落下物を防ぐため、その所有者又は管理者に対し点検及び改修を指導し、危険箇所の安全化推進を図る。また、ブロック塀等が設置されている箇所については、日頃から点検を指導する。</p> <p>○ 市街地再開発事業の推進と支援</p> <p>取手駅西口 A 街区地区において市街地再開発事業を推進し、関係権利者に必要な支援を行</p>

い、建築物の不燃化・耐震化を進める。

【脆弱性評価】

■消防体制

災害時の被害を抑制し、市民の安全を確保するため、消防施設を整備強化するとともに、消防職員の育成及び確保、車両及び水利の整備を引き続き進める必要がある。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図る必要がある。

【対応方策】

○消防力の強化

消防の人員、施設等について、消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号）と消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）をもとに、本市の都市整備状況や人口構造の変化等の実情を考慮し、総合的な消防力増強を図る。

○人員の増強

市の実情を加味する中で、現有消防力に応じた消防活動上必要な人員の確保（消防団員含む）に努めるとともに、複雑多様化する災害対応のため、消防職員（団員）の育成を図る。

○消防庁舎等施設の整備

災害時等特殊な状況における消防力強化を図るため、消防庁舎等の消防活動に重要な拠点となる施設の安全点検を実施する。

○消防施設・消防車両の更新整備

消防施設及び消防車両については、消防力の低下を招かぬよう、更新計画等により更新整備を図る。また、大規模火災を想定し水槽車の配備を検討する。

○消防水利の整備

住宅密集地域や狭あいでの活動困難地域等へ消防水利施設の整備を図るとともに、既存水利の耐震化を検討する。

○施設及び資機材の点検整備

施設及び資機材の点検整備は、取手市消防自動車等管理規程に基づき行う。

○広域応援体制の充実強化

取手市消防本部受援計画に基づき、茨城県消防相互応援協定による応援及び緊急消防援助隊の応援等を受ける場合において、応援隊が迅速かつ効果的に活動できる体制の充実強化を図る。

○消防通信施設の整備

大規模災害現場、消防本部並びにいばらき消防指令センターとの間において、迅速かつ確かな情報伝達・指令等の通信活動の円滑化を図るために、消防通信施設の高度化、更新を検討する。

○消防団の強化

地域防災力の中核となる消防団について、装備品、施設等の整備、消防団員の入団促進等を行い、消防団の強化を図る。

【脆弱性評価】

■救急・救助体制

広域的、又は局地的に多数発生することが予想される救助要請に対し、的確に対処するため、救急・救助に関する高度な知識・技術をもつ消防隊員の指導・育成に努める必要がある。

災害時に医療機能を維持するため、平時から医療施設、医療資機材、医療救護体制の整備・強化を図る必要がある。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図る必要がある。

【対応方策】

○救急・救助活動体制の強化

救急・救助活動体制の強化のため、災害対応救急処置用資機材等の整備、災害対応救助用資機材の整備、消防職員（団員）の育成強化を図る。

○傷病者等の搬送体制の確立

迅速な傷病者の搬送を行うため、救急車両、ヘリコプター、民間患者搬送事業者等による救急搬送体制の確立を進める。

○集団救急事故対策

集団的な災害発生に備え、集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練を実施するほか、関係機関との連携の実施を進める。

○要配慮者に対する救護体制の整備

災害に対し、自分の生命・身体を守るための対応力が十分でない障害者、傷病者、高齢者のほか、乳幼児や妊産婦、日本語を解さない外国人、市内の地理に不案内な来街者等の要配慮者の安全確保を図るため、必要な事項を検討し、救護体制の整備を図る。また、自主防災組織、事業所の防災組織等により、地域ぐるみの救護体制の充実を図る。

○救急体制の確立

迅速確実な救急業務の遂行に向け、平時から医療関係機関との密接な協調・連携体制の整備を進めるとともに、救急体制・通信連絡体制を確立する。また、救命率向上を図るため、高規格救急自動車の更新及び救急車の増隊配備を検討、並びに救急救命士の養成等、救急活動体制の充実、及びDMAT（災害派遣医療チーム）、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）等と連携し救急活動体制の充実を図る。

○救助装備の整備

災害の多様化、複雑化、大規模化等により、これまでに増して、迅速・的確な救助が求められることから、より高度な人命救助資機材、多目的救助工作車、救助隊員の安全装備並びに支援装備等の整備を図る。

○消防団の強化（再掲）

【脆弱性評価】

■火災予防

消防対象物の定期的な立入検査により、防火管理の徹底、違反對象物の是正指導、及び重大な消防法令違反を公表して、利用者が建物の危険性を判断できるようにする公表制度の推進を

図る必要がある。

住宅用火災警報器について、機器の取替の周知及び未設置住宅への設置促進を図る必要がある。また、地震後の通電火災発生防止対策の周知を図る必要がある。

【対応方策】

○火災予防

震災時における火災発生は、倒壊家屋、通電復旧時における漏電等及び燃料への引火等を誘因として発生することが多く、同時に多発する可能性があり、消防活動のための動員が一時的に不足する可能性等を考慮し、事前の防災対策に努める。

○出火防止対策

出火の要因となる地震動による建築物の被害を軽減するために、建築物の耐震化の促進に努めるとともに、安全な火気器具の開発・購入促進、通電火災対策及び緊急地震速報の利用等の技術開発の促進など、二次火災を考慮した安全対策を図る。

○延焼被害軽減対策

市街地の面的整備、道路・公園・河川等のオープンスペースの確保並びに幹線道路沿道建物の重点的な不燃化などを検討し、避難機能が配備された都市づくりを進める。

○火災予防指導

防火管理者、危険物取扱者や、市内の事業者及び各種団体等を対象に、消防関係法令の周知徹底を図り、消防法第8条に基づく消防計画又は消防法第14条の2に基づく予防規程の作成及び現行計画の再検討の指導、消防用設備等又は危険物製造所等の点検及び報告並びに自衛消防隊の育成強化を目指し、重点的な指導を実施する。

○立入検査等の実施

消防法第4条及び第16条の5の規定に基づき消防対象物への立入検査を行い、火災予防に向けた万全なる体制整備を図る。

○住宅防火診断

住宅火災における出火防止を図るため、火災防止安全装置装着機器や住宅用消火器の設置を推奨するとともに、住宅用火災警報器の普及促進を図る。また、住宅防火診断等により防火対策を進める。

○消防広報活動

全国的な火災予防運動期間（春秋2回）、年末年始特別警戒期間（毎年12月下旬から）を重点期間とし、火災予防に関する啓発活動を実施する。また、平時から火災予防の意識及び知識の啓発と普及を図り、出火及び人命が危険にさらされる事態回避に向け、消防の広報活動を行う。

○文化財の出火防止

文化財の出火防止のため、防火標識等を設置するとともに、外来者等に対し、防火に関する注意の喚起を促す立札（たき火・たばこ禁止等）の設置をする。

○予防行政の強化

消防対象物の的確な査察及び違反処理を行うため、予防技術資格者の育成に努める。また、

建物の重大な消防用設備設置違反を公表することで、建物利用者等が危険性を判断できるため、消防法令違反対象物公表制度を継続する。

【脆弱性評価】

■地域防災力

災害時の被害を抑制するためには、地域の安心・安全は地域で守るという考えが重要であり、自主防災組織等の一層の充実・強化を図る必要がある。

市民が自ら身の安全を確保し、地域の防災活動に積極的に参加するよう、ガイドブックやハザードマップの普及・活用等により、防災意識の高揚を図る必要がある。

自分の身は自分で守る力を身につけるとともに、他人や地域のために率先して行動できる子どもの育成を目指して、防災教育に取り組む必要がある。

【対応方策】

○普及啓発活動の実施

防災講演会や研修の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く市民に自主防災組織の活動の重要性や役割の啓発に努める。

○自主防災組織の育成強化と活性化

未結成地区の自主防災組織の結成促進を図るとともに、既設の自主防災組織には防災訓練の支援や活動育成補助金の交付により育成強化を図るとともに、地区防災計画を作成する地域への支援を行う。

○初期消火力の向上

自主防災活動による初期消火力を向上させるため、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材の整備を進めるほか、防火用水の確保、風呂水の活用等を地域ぐるみで推進する。

○救出・応急手当能力の向上

災害時に初期救出・応急手当を行うため、自主防災組織等による救出資機材の備蓄や調達を行う。また、市民の自主救護力を向上させるため、応急救護知識、技術の普及活動の推進を図る。

○コミュニティ組織の充実

自治会など地域の活動に重要な役割を担うコミュニティ組織の充実を図る。

○防災知識の普及

防災学習・防災教育の実施、市ホームページ・広報紙等による防災知識の普及、講演会・研修会の開催、マスメディアの活用等を行い、震災・風水害に対する知識の普及や防災意識の高揚に努める。

【脆弱性評価】

■避難行動の支援

災害時に自力での避難が困難な方の安全を確保するため、支援体制の整備を促進する。

【対応方策】

○避難確保計画の策定

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設について、避難確保計画の策定

を呼びかける。

○避難行動要支援者等への対応

高齢者や障害者等の災害弱者が災害時に安全に避難できるよう、避難行動要支援者の把握や台帳登録に努めるなど、避難・誘導體制の整備を図る。避難所バリアフリーへの取り組み実施及び避難所開設時には居住スペースの確保に努める。

災害時に外国人の安全を確保するため、やさしい日本語等による防災知識の普及啓発や避難場所等の情報提供などを実施する。

【脆弱性評価】

■住環境整備・市街地

適正に管理されていない空家の増加は、災害等による危険性が増し、住環境の悪化等の問題が懸念されることから、その解決に向けた取り組みが必要である。

火災時の延焼を抑制するため、緑地の確保や良好な住環境の整備のほか、市街地整備を推進する必要がある。

【対応方策】

○空家への措置

空家等対策の推進に関する法律等に基づいた、適正な管理の助言・指導や除去・解体その他保安・衛生上必要となる措置を進める。

○空家の利活用の促進

住宅事業者や関係団体等と連携し、空家の改修や流通を促進する。

○土地利用の適正化の誘導

土地利用による災害を防止するため、都市の災害危険度の的確な把握を行う。

○公園・緑地等の整備

公園・緑地等は、市民の身近な憩いの場所であるとともに、緊急避難場所ともなることから、地域の人口に応じた適正な配置と避難人口を勘案した防災拠点としての機能の拡充を図る。また、公園・緑地の防災拠点化を視野に入れた整備に向け、住区基幹公園等身近な公園・緑地における一時的な避難所機能の拡充を進める。

○都市農地の保全

市街地における火災延焼の防止や緊急避難場所確保等のため、生産緑地制度を活用した都市農地の保全を図る。

○市街地開発の推進

市街地における同時多発的な火災等への対応策として、比較的住宅が建て込んでいる市街地等の火災の延焼拡大を防止するため、面的整備事業等により防災上危険な市街地を縮小化し、併せて道路、公園・緑地等の都市基盤整備を図り、安全なまちづくりを進める。

○地区計画の導入

市街地整備により生み出された住宅地等の健全かつ良好な住環境の形成を図るため、地区計画の導入を図る。

○安心して住みやすい魅力あるまちづくり

取手駅北土地区画整理事業において、ユニバーサルデザインを基本とした都市基盤整備を推進し、快適な居住空間の整備と行動範囲の拡大支援、緊急時救援体制の整備を進める。

また、『どこでも、だれでも、自由に、使いやすく』というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、ピクトグラム、デジタルサイネージ等、情報のユニバーサルデザイン化を推進する。

○取手駅周辺の整備

取手駅北土地区画整理事業において、西口駅前交通広場、道路等の都市基盤整備を進める。

取手駅西口 A 街区地区において市街地再開発事業を推進し、関係権利者に必要な支援を行うとともに、災害発生時の帰宅困難者対応等への活用を踏まえ、地区建物内への公共施設の配置を検討する。

駅へ接続する歩行者通路や東西市街地を結ぶ自由通路を整備することにより、歩行者の安全かつ快適な動線を確認する。

リスクシナリオ

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

脆弱性評価と対応方策

【脆弱性評価】

■治水

河川の整備、内水施設の整備を推進するとともに、洪水関連情報等の提供と啓発を通じて、住民等の安全確保対策の強化推進を図る。また、下水道施設の老朽化対策として、処理場、ポンプ場、管きよ等施設について、点検・調査・改築等を一体的に捉えたストックマネジメント計画を策定し、機能を継続的に維持していく必要がある。

【対応方策】

○河川整備の推進

利根川及び小貝川は、国土交通省の直轄河川で、河川氾濫等の災害防備対策が進んでいる。国、県は、今後過去に例をみない気象現象などによる水害等に備え、関係機関の協力を得て、総合的な治水対策の推進を図る。

○内水施設の整備

市は、集中豪雨等により内水処理機能が飽和状態に達し、低地帯における家屋の床上・床下浸水、田畑が冠水するなどの被害を未然に防止するため、樋門、樋管の管理点検を行うとともに、逐次排水施設の整備を図る。

○汚水処理施設・排水施設等の対策

浸水域内に下水処理施設が多く存在しており、浸水対策が十分でないため、施設計画の策定により、計画的な浸水対策の推進を図る。また、ハード対策による浸水対策には莫大な経費と時間を要することから、ソフト対策を組み合わせた総合的な浸水対策の推進を図る。

○下水道施設の耐震化

取手地方広域下水道組合は、災害時における公衆衛生と公共用水域の水質の保全を図るた

め、主要な処理場、ポンプ場、管きよの耐震化を図り、地震発生時の下水道の流下機能や処理機能を強化する。

○下水道施設のストックマネジメントの推進

取手地方広域下水道組合は、良好な生活環境を守り、安定かつ持続可能な下水道サービスを提供するため、施設の適正な維持管理と、今後老朽化した施設は増え続けることから、点検・調査・改築等を一体的に捉えた計画的な施設の改築更新を実施し、施設の長寿命化を図る。

【脆弱性評価】

■地域防災力

災害時の被害を抑制するためには、地域の安心・安全は地域で守るという考えが重要であり、自主防災組織等の一層の充実・強化を図る必要がある。

市民が自ら身の安全を確保し、地域の防災活動に積極的に参加するよう、ガイドブックやハザードマップの普及・活用等により、防災意識の高揚を図る必要がある。

自分の身は自分で守る力を身につけるとともに、他人や地域のために率先して行動できる子どもの育成を目指して、防災教育に取り組む必要がある。

【対応方策】

- 普及啓発活動の実施（再掲）
- 自主防災組織の育成強化と活性化（再掲）
- 救出・応急手当能力の向上（再掲）
- コミュニティ組織の充実（再掲）
- 防災知識の普及（再掲）

【脆弱性評価】

■避難行動の支援

災害時に自力での避難が困難な方の安全を確保するため、支援体制の整備を促進する必要がある。

【対応方策】

- 避難確保計画の策定（再掲）
- 避難行動要支援者等への対応（再掲）

リスクシナリオ

1-3 土砂災害等による死傷者の発生

脆弱性評価と対応方策

【脆弱性評価】

■急傾斜地

土砂災害を防止するため、風雨や地震または自然風化などにより崩壊する危険性のある傾斜等の解消を推進する必要がある。

【対応方策】

- 総合的な土砂災害対策の推進

土砂災害警戒区域の指定及び急傾斜地崩壊対策などのハード対策は県が行うため、県との連携を行うとともに、市は土砂災害ハザードマップの作成などによる周知を図る。

【脆弱性評価】

■地域防災力

災害時の被害を抑制するためには、地域の安心・安全は地域で守るという考えが重要であり、自主防災組織等の一層の充実・強化を図る必要がある。

市民が自ら身の安全を確保し、地域の防災活動に積極的に参加するよう、ガイドブックやハザードマップの普及・活用等により、防災意識の高揚を図る必要がある。

自分の身は自分で守る力を身につけるとともに、他人や地域のために率先して行動できる子どもの育成を目指して、防災教育に取り組む必要がある。

【対応方策】

- 普及啓発活動の実施（再掲）
- 自主防災組織の育成強化と活性化（再掲）
- 救出・応急手当能力の向上（再掲）
- コミュニティ組織の充実（再掲）
- 防災知識の普及（再掲）

【脆弱性評価】

■避難行動の支援

災害時に自力での避難が困難な方の安全を確保するため、支援体制の整備を促進する必要がある。

【対応方策】

- 避難確保計画の策定（再掲）
- 避難行動要支援者等への対応（再掲）

リスクシナリオ

1－4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

脆弱性評価と対応方策

【脆弱性評価】

■情報の収集・伝達

災害時に防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集・伝達を確保するため、効果的な体制を確立する必要がある。

災害時に市民が迅速かつ的確に避難できるよう多様な媒体による伝達手段の確保が必要である。

【対応方策】

○市民等への情報伝達体制の強化

防災行政無線放送を受信できる防災ラジオの普及に努める。

災害時に市民への情報伝達手段として、市ホームページ、メールマガジン、SNS、広報車

等、多様な媒体による伝達体制の確立を図るとともに、その周知を図る。

○災害時優先携帯電話の整備

大規模災害時には一時的に携帯電話の通信制限が行われることが予想されるため、災害対策本部は通信機能確保のため、災害時優先携帯電話を活用した通信体制の充実に努める。

○防災行政無線の充実・整備及び適切な運用

大規模災害時にも通信可能な、防災行政無線システムとして、市役所の親機の整備と142局の屋外拡声子局の適切な運用に努める。さらに、Jアラート（全国瞬時警報システム）を利用した緊急地震速報などの訓練放送を行う。

【脆弱性評価】

■地域防災力

災害時の被害を抑制するためには、地域の安心・安全は地域で守るという考えが重要であり、自主防災組織等の一層の充実・強化を図る必要がある。

市民が自ら身の安全を確保し、地域の防災活動に積極的に参加するよう、ガイドブックやハザードマップの普及・活用等により、防災意識の高揚を図る必要がある。

自分の身は自分で守る力を身につけるとともに、他人や地域のために率先して行動できる子どもの育成を目指して、防災教育に取り組む必要がある。

【対応方策】

- 普及啓発活動の実施（再掲）
- 自主防災組織の育成強化と活性化（再掲）
- 救出・応急手当能力の向上（再掲）
- コミュニティ組織の充実（再掲）
- 防災知識の普及（再掲）

【脆弱性評価】

■避難行動の支援

災害時に自力での避難が困難な方の安全を確保するため、支援体制の整備を促進する必要がある。

【対応方策】

- 避難確保計画の策定（再掲）
- 避難行動要支援者等への対応（再掲）

目標 2. 救助・救急、医療活動等の迅速な対応

リスクシナリオ

2-1 被災地での食糧・飲料水等物資供給の長期停止

脆弱性評価と対応方策
<p>【脆弱性評価】</p> <p>■物資供給</p> <p>災害発生直後は、物資の供給や外部支援が困難となるため、食糧、飲料水、生活必需品などを備蓄する必要がある。</p> <p>断水時においても市民が水を利用できるよう、水道の代替施設の更新整備、拡充を図る必要がある。</p> <p>災害時に市単独で十分な応急・復旧対策ができない場合に備えるため、相互応援協定など、他自治体や防災関係機関との連携を図る必要がある。</p>
<p>【対応方策】</p> <p>○食糧、生活必需品の供給体制の整備</p> <p>想定避難所生活者分の食糧等について現物備蓄及び流通備蓄により確保する。備蓄、調達品目については、アレルギー対策等を考慮して選定する。</p> <p>○水道代替施設の更新整備、拡充</p> <p>断水時に市民が水を利用できるよう、耐震性貯水槽や災害時対応井戸の更新整備及び災害時協力井戸の拡充を推進する。</p> <p>○応急給水体制の確保</p> <p>断水時に速やかに水を供給できるよう、他自治体との給水応援協定の締結を推進する。</p> <p>○相互応援・協力体制の強化</p> <p>県及び相互応援協力他市町村、災害時支援協力事業所等と協力体制の強化を図る。</p> <p>○事業所・市民に対する普及啓発</p> <p>事業所及び市民が、災害時に必要とする食糧や飲料水を含めた生活必需品の備蓄に努めるよう、市ホームページ、広報紙、パンフレット等で普及啓発を図る。また、防災訓練その他のイベント時を利用しての啓発を行う。</p>
<p>【脆弱性評価】</p> <p>■道路・橋梁</p> <p>災害により道路が途絶した場合においても、円滑な移動を確保するため、代替経路を確保する必要がある。また、道路の途絶を防止するため、路面、擁壁・法面、照明施設等、道路施設の計画的な修繕が必要である。</p> <p>地震による橋梁の倒壊を防止するため、橋梁の耐震化・長寿命化を着実に進める必要がある。</p> <p>道路啓開作業等は、建設業者等の協力が不可欠であるため、平時から防災訓練や協定の締結等により、建設業者等と連携体制を整備しておく必要がある。</p>
<p>【対応方策】</p> <p>○緊急輸送道路や避難経路となる道路の整備促進</p>

道路は災害時において、火災の延焼防止や避難、緊急輸送のルート等の機能を持つため、緊急活動を行うための幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための避難経路となる道路の整備を推進する。

○都市計画道路等の整備

市内の道路交通網の充実を図ることはもちろん、災害時には、救援・救助活動の交通輸送路として、また火災において延焼や飛び火等の防止に重要な役割を果たすことから、今後も都市計画道路の整備を積極的に進める。

○道路施設の耐震性の向上

道路施設の耐震性の向上を図るため、道路、橋梁、擁壁の状況等危険箇所を平常時に点検調査するとともに、危険と判定された箇所においては、速やかに安全化対策工事を実施する。

○道路ネットワークの確保

災害時の道路ネットワークを確保するため、市内において、災害時に防災活動拠点、地区防災拠点を結ぶ災害時連絡道路の整備の推進、応急対策活動や地域住民が避難する際、分かりやすく安全な道路が必要となるため、生活に密着する区画道路の整備の推進、円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上、さらには避難の際の安全確保のため、広幅員の歩道整備や電線の地中化により安全な道路の整備の推進を実施する。

○緊急輸送道路等の啓開作業及び緊急輸送体制の整備

市は、常に市の保有車両等を把握するとともに、災害時に備え、啓開作業に必要な資機材及び車両等の調達について関係団体に協力を要請し、資機材、車両の種類及び数量を確保しておく。

○道路施設整備の推進

災害時に安全かつ迅速に物資の補給、供給、救護及び救援活動が実施され、住民の円滑かつ安全な避難行動を確保するために、幅員拡幅等道路施設の整備を図る。また、整備、安全化対策にあたっては、防災活動拠点、地区活動拠点のネットワークルート等を優先する。

○電線共同溝の整備（取手駅北土地区画整理事業地内）

災害時の避難路、緊急輸送路を確保するため、取手駅北土地区画整理事業地内の都市計画道路については、電線地中化（通信を含む）を進め道路の耐震化向上を図る。

リスクシナリオ

2-2 被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性評価と対応方策

【脆弱性評価】

■消防体制

災害時の被害を抑制し、市民の安全を確保するため、消防施設を整備強化するとともに、消防職員の育成及び確保、車両及び水利の整備を引き続き進める必要がある。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図る必要がある。

【対応方策】

<ul style="list-style-type: none"> ○消防力の強化（再掲） ○人員の増強（再掲） ○消防庁舎等施設の整備（再掲） ○消防施設・消防車両の更新整備（再掲） ○消防水利の整備（再掲） ○施設及び資機材の点検整備 ○広域応援体制の充実強化（再掲） ○消防通信施設の整備（再掲） ○消防団の強化（再掲）
<p>【脆弱性評価】</p> <p>■救急・救助体制</p> <p>広域的、又は局地的に多数発生することが予想される救助要請に対し、的確に対処するため、救急・救助に関する高度な知識・技術をもつ消防隊員の指導・育成に努める必要がある。</p> <p>災害時に医療機能を維持するため、平時から医療施設、医療資機材、医療救護体制の整備・強化を図る必要がある。</p> <p>消防団を中核とした地域防災力の充実強化をする必要がある。</p> <p>【対応方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救急・救助活動体制の強化（再掲） ○傷病者等の搬送体制の確立（再掲） ○集団救急事故対策（再掲） ○要配慮者に対する救護体制の整備（再掲） ○救急体制の確立（再掲） ○救助装備の整備（再掲） ○消防団の強化（再掲）
<p>【脆弱性評価】</p> <p>■応援・協力体制</p> <p>災害時に市単独で十分な応急・復旧対策ができない場合に備えるため、相互応援協定など、他自治体や防災関係機関との連携を図る必要がある。</p> <p>【対応方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相互応援・協力体制の強化（再掲）

リスクシナリオ

2－3 被災地における感染症の大規模発生

脆弱性評価と対応方策
<p>【脆弱性評価】</p> <p>■市民の健康管理</p> <p>感染症の発生・まん延を防止するため、平時から予防接種等で市民の健康管理を促進する必</p>

要がある。

【対応方策】

○感染症予防対策の推進

各種予防接種について普及啓発を行い、予防接種率の向上に努める。

県と連携して、平時から災害時の感染症や食中毒予防等に関する広報啓発を行う。

感染症のまん延を抑制するため、マスク、消毒液、ペーパータオル、体温計、手洗い液体石鹸等の物資の備蓄や避難所における対策を推進する。

感染症発生時の報告ルートや避難スペース等の確認を行うため、平時より避難所開設訓練等を実施する。

【脆弱性評価】

■下水道施設等

地震発生時に汚水処理機能を維持するため、下水道施設や農業集落排水施設の耐震診断・耐震化を推進するとともに、老朽化している施設の長寿命化を図る必要がある。また、下水処理における廃棄物処理体制の停滞による下水処理場の汚泥処理の停止を回避する必要がある。

【対応方策】

○下水道施設の耐震化（再掲）

○下水道施設のストックマネジメントの推進（再掲）

○業務継続計画の推進（下水道）

取手地方広域下水道組合は、下水道事業に係る業務継続計画に基づき、災害時の汚水処理機能の維持に努める。

○農業集落排水施設の老朽化対策

大規模地震発生時の農業集落排水施設に係る被害を抑制し、機能の維持に努めるため、最適整備構想に基づく機能強化対策を実施し、施設の長寿命化を図る。

リスクシナリオ

2-4 帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

脆弱性評価と対応方策

【脆弱性評価】

■帰宅困難者への対応

東北地方太平洋沖地震の発生時には、常磐線が不通となり取手駅周辺に帰宅困難者が行き場を求めて集中し、徒歩での帰宅が避けられなくなる事態となったことから、関係する防災関係機関、事業所等と連携して各種の対策を講ずる必要がある。

【対応方策】

○災害情報の提供及び事前対策の普及啓発

避難所等の情報、鉄道等の交通機関の運行状況や復旧予定の情報について、迅速に情報提供できる体制の整備を図る。また、日頃からの周辺地域の防災情報や避難施設の位置確認等を行い、災害発生時の準備等、個々の危機管理意識啓発を図る。特に事業所、学校等における食糧、

飲料水、毛布などの備蓄の推進について啓発・周知する。

○学校における帰宅困難児童・生徒等の対策の推進

危機管理マニュアルに基づき、児童・生徒の安全を図る。

○市来訪者・交通施設における帰宅困難者対策の推進

市民同様、近隣の避難所へ収容するよう受け入れ態勢を検討する。また取手駅における帰宅困難者は、取手第一高等学校体育館を避難所とし、滞留者の避難誘導、情報の提供、食糧・飲料水・毛布の提供等を行うとともに、身体の変調や疲労を訴える人のために必要な支援を行う。

○道路走行中運転者等の帰宅困難者対策

沿道に立地する大型駐車場を有する公共的な施設への受け入れ態勢を検討するとともに、多数の駐車スペースの確保が可能な施設事業者に対し協力を求める。

○取手駅周辺の整備（再掲）

目標 3. 必要不可欠な行政機能の確保

リスクシナリオ

3-1 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

脆弱性評価と対応方策

【脆弱性評価】

■市の体制整備

災害発生時には、災害に対する中枢拠点（災害対策本部）を設置するとともに、必要に応じて地区活動拠点を設けるが、拠点となる防災上重要な建築物の耐震化は、対策全体に対して果たす役割が大きく、重点的に推進する必要がある。

地震時の停電に備え、応急対策活動に必要な非常用電源の確保に努める必要がある。

【対応方策】

○防災上重要な建築物の耐震化等

地震発生後の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物の耐震化は、震災対策全体に対して果たす役割が大きいことから、市有の防災上重要な建築物については計画的に耐震化及び長寿命化を推進する。

○停電時の備え

地震時の停電に備え、バッテリー、自家発電設備等の整備を促進する。自家発電設備については、環境負荷を低減する観点から、防災対策上支障のない範囲において、再生可能エネルギーを利用した発電設備の活用を努める。

【脆弱性評価】

■業務の継続

行政機能を維持するための災害時業務継続計画は策定済である。計画の実効性を確認し、効果を高めることが必要である。

【対応方策】

○業務継続計画の維持管理

業務継続計画は、訓練等の実施、点検・検証、計画の改定・見直しを行うことで、その実行性を高めていく。

【脆弱性評価】

■市職員への防災教育

市職員が災害時の応急活動が円滑かつ迅速にできるよう、災害時の役割と体制の周知を図る必要がある。

【対応方策】

○市職員に対する防災教育の実施

防災教育を推進するとともに、防災訓練や研修会等の実施により、職員の防災能力の向上を図る。

【脆弱性評価】

■応援・協力体制

災害時に市単独で十分な応急・復旧対策ができない場合に備えるため、相互応援協定など、他自治体や防災関係機関との連携を図る必要がある。

【対応方策】

○相互応援・協力体制の強化（再掲）

目標 4. 必要不可欠な情報通信機能の確保

リスクシナリオ

4-1 情報通信の麻痺・長期停止

脆弱性評価と対応方策

【脆弱性評価】

■情報の収集・伝達

災害時に防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集・伝達を確保するため、効果的な体制を確立する必要がある。

災害時に市民が迅速かつ的確に避難できるよう多様な媒体による伝達手段の確保が必要である。

【対応方策】

○市民等への情報伝達体制の強化（再掲）

○災害時優先電話の整備（再掲）

○防災行政無線の充実・整備及び適切な運用（再掲）

目標 5. 経済活動の早期復旧

リスクシナリオ

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞

脆弱性評価と対応方策
<p>【脆弱性評価】</p> <p>■事業の継続</p> <p>災害時に企業活動を維持するため、事業継続計画(BCP)の策定を推進する必要がある。</p> <p>【対応方策】</p> <p>○企業の事業継続体制の促進</p> <p>災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定を企業に促進し、企業活動の停滞の防止を図る。</p>

リスクシナリオ

5-2 基幹的交通ネットワークの長期停止

脆弱性評価と対応方策
<p>【脆弱性評価】</p> <p>■公共交通</p> <p>災害時の帰宅困難者の発生に備えるため、鉄道の代替手段について検討する必要がある。</p> <p>災害時の円滑な移動を確保するため、平時から公共交通の確保維持に努める必要がある。</p> <p>【対応方策】</p> <p>○災害時の公共交通ネットワークの確保</p> <p>平時から鉄道事業者やバス事業者などの交通事業者との連携を強化し、災害時の帰宅困難者の発生に備えるとともに、市民の円滑な移動の確保を図る。</p> <p>○災害に強い公共交通ネットワークの形成</p> <p>災害時の円滑な移動を確保するため、交通事業者と連携して、災害時にも機能する公共交通ネットワークの形成に向けた検討を進める。</p>

リスクシナリオ

5-3 食糧等の安定供給の停滞

脆弱性評価と対応方策
<p>【脆弱性評価】</p> <p>■物資供給</p> <p>災害発生直後は、物資の供給や外部支援が困難となるため、食糧、飲料水、生活必需品などを備蓄する必要がある。</p> <p>断水時においても市民が水を利用できるよう、水道の代替施設の更新整備、拡充を図る必要がある。</p> <p>災害時に市単独で十分な応急・復旧対策ができない場合に備えるため、相互応援協定など、他自治体や防災関係機関との連携を図る必要がある。</p>

【対応方策】

- 食糧、生活必需品の供給体制の整備（再掲）
- 水道代替施設の更新整備、拡充（再掲）
- 応急給水体制の確保（再掲）
- 相互応援・協力体制の強化（再掲）
- 事業所・市民に対する普及啓発（再掲）

目標 6. 必要最低限の電力、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等の確保と早期復旧

リスクシナリオ

6-1

ライフライン施設（電力・ガス・水道・石油等）の長期間にわたる供給停止

脆弱性評価と対応方策

【脆弱性評価】

■ライフライン施設

災害時に電力・ガス・水道・石油等の供給を維持するため、施設の耐震化を促進するとともに、事業者との連携を図る必要がある。また、取手地方広域下水道組合は、汚水処理施設等の機能を維持するため、下水道施設の耐震化を着実に推進する必要がある。

【対応方策】

○エネルギー供給体制の強化

供給施設の耐震化を促進するとともに、平時から連絡会議や訓練を行うなど、事業者との連絡体制を強化する。

○応急給水体制の整備

県南水道企業団と協力し、生命維持の観点から最小限必要な飲料水を最優先して確保し、あわせて必要最小限の生活用水の確保と給水体制等の整備について万全を図る。

○水道代替施設の更新整備、拡充（再掲）

○市民、事業者等における備蓄の推進

災害時には、水道管等の損壊により給水が寸断される可能性が高く、生活に支障を来す恐れがある。そのため、各家庭、事業所等において備蓄により災害時に備える。また、市は、市ホームページ、広報紙、パンフレット等で普及啓発を図る。

○相互応援・協力体制の強化（再掲）

○電線共同溝の整備（取手駅北土地区画整理事業地内）（再掲）

○下水道施設の耐震化（再掲）

○下水道施設のストックマネジメントの推進（再掲）

リスクシナリオ

6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価と対応方策
<p>【脆弱性評価】</p> <p>■下水道施設等</p> <p>地震発生時に汚水処理機能を維持するため、下水道施設や農業集落排水施設の耐震診断・耐震化を推進するとともに、老朽化している施設の長寿命化を図る必要がある。また、下水処理における廃棄物処理体制の停滞による下水処理場の汚泥処理の停止を回避する必要がある。</p> <p>【対応方策】</p> <ul style="list-style-type: none">○下水道施設の耐震化（再掲）○下水道施設のストックマネジメントの推進（再掲）○業務継続計画の推進（下水道）（再掲）○農業集落排水施設の老朽化対策（再掲）

リスクシナリオ

6-3 交通ネットワークの機能停止

脆弱性評価と対応方策
<p>【脆弱性評価】</p> <p>■公共交通</p> <p>災害時の帰宅困難者の発生に備えるため、鉄道の代替手段について検討する必要がある。また、災害時の円滑な移動を確保するため、平時から公共交通の確保維持に努める必要がある。</p> <p>【対応方策】</p> <ul style="list-style-type: none">○災害時の公共交通ネットワークの確保（再掲）○災害に強い公共交通ネットワークの形成（再掲）
<p>【脆弱性評価】</p> <p>■道路・橋梁</p> <p>災害により道路が途絶した場合においても、円滑な移動を確保するため、代替経路を確保する必要がある。また、道路の途絶を防止するため、路面、擁壁・法面、照明施設等、道路施設の計画的な修繕が必要である。</p> <p>地震による橋梁の倒壊を防止するため、橋梁の耐震化・長寿命化を着実に進める必要がある。</p> <p>道路啓開作業等は、建設業者等の協力が不可欠であるため、平時から防災訓練や協定の締結等により、建設業者等と連携体制を整備しておく必要がある。</p> <p>【対応方策】</p> <ul style="list-style-type: none">○緊急輸送道路や避難経路となる道路の整備促進（再掲）○都市計画道路等の整備（再掲）○道路施設の耐震性の向上（再掲）○道路ネットワークの確保（再掲）

- 緊急輸送道路等の啓開作業及び緊急輸送体制の整備（再掲）
- 道路施設整備の推進（再掲）
- 電線共同溝の整備（取手駅北土地区画整理事業地内）（再掲）

目標 7. 二次災害の発生防止

リスクシナリオ

7-1 市街地での大規模火災の発生

脆弱性評価と対応方策

【脆弱性評価】

■消防体制

災害時の被害を抑制し、市民の安全を確保するため、消防施設を整備強化するとともに、消防職員の育成及び確保、車両及び水利の整備を引き続き進める必要がある。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化をする必要がある。

【対応方策】

- 消防力の強化（再掲）
- 人員の増強（再掲）
- 消防庁舎等施設の整備（再掲）
- 消防施設・消防車両の更新整備（再掲）
- 消防水利の整備（再掲）
- 施設及び資機材の点検整備（再掲）
- 広域応援体制の充実強化（再掲）
- 消防通信施設の整備（再掲）
- 消防団の強化（再掲）

【脆弱性評価】

■火災予防

消防対象物の定期的な立入検査により、防火管理の徹底、違反對象物の是正指導、及び重大な消防法令違反を公表して、利用者が建物の危険性を判断できるようにする公表制度の推進を図る必要がある。

住宅用火災警報器について、機器の取替の周知及び未設置住宅への設置促進を図る必要がある。また、地震後の通電火災発生防止対策の周知を図る必要がある。

【対応方策】

- 火災予防（再掲）
- 出火防止対策（再掲）
- 延焼被害軽減対策（再掲）
- 火災予防指導（再掲）
- 立入検査等の実施（再掲）

- 住宅防火診断（再掲）
- 消防広報活動（再掲）
- 文化財の出火防止（再掲）
- 予防行政の強化（再掲）

【脆弱性評価】

■住環境整備・市街地

適正に管理されていない空家の増加は、災害等による危険性が増し、住環境の悪化等の問題が懸念されることから、その解決に向けた取り組みが必要である。

火災時の延焼を抑制するため、緑地の確保や良好な住環境の整備のほか、市街地整備を推進する必要がある。

【対応方策】

- 空家への措置（再掲）
- 空家の利活用の促進（再掲）
- 土地利用の適正化の誘導（再掲）
- 公園・緑地等の整備（再掲）
- 都市農地の保全（再掲）
- 市街地開発の推進（再掲）
- 地区計画の導入（再掲）
- 安心して住みやすい魅力あるまちづくり（再掲）
- 取手駅周辺の整備（再掲）

リスクシナリオ

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

脆弱性評価と対応方策

【脆弱性評価】

■建築物の耐震化

地震による建築物の損壊を軽減するため、耐震化を推進する。特に、既存建築物の耐震改修、防災上重要な建築物の耐震性の強化推進を図る。さらに、地震の被害を抑制するため、公共施設等、多数の方が利用する建築物、旧耐震基準で建てられた既設建築物、ブロック塀等の耐震化を推進する必要がある。

【対応方策】

- 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進（再掲）
- 既存住宅の耐震化（再掲）
- 新築住宅の耐震化（再掲）
- 特定既存耐震不適格建築物の耐震化（再掲）
- 公共建築物の耐震化・大規模改修（再掲）
- 落下・倒壊危険物対策の推進（再掲）

<p>○市街地再開発事業の推進と支援（再掲）</p> <p>【脆弱性評価】</p> <p>■住環境整備・市街地</p> <p>適正に管理されていない空家の増加は、災害等による危険性が増し、住環境の悪化等の問題が懸念されることから、その解決に向けた取り組みが必要である。</p> <p>火災時の延焼を抑制するため、緑地の確保や良好な住環境の整備のほか、市街地整備を推進する必要がある。</p> <p>【対応方策】</p> <p>○空家への措置（再掲）</p> <p>○空家の利活用の促進（再掲）</p> <p>○土地利用の適正化の誘導（再掲）</p> <p>○都市農地の保全（再掲）</p> <p>○市街地開発の推進（再掲）</p> <p>○地区計画の導入（再掲）</p> <p>○安心して住みやすい魅力あるまちづくり（再掲）</p> <p>○取手駅周辺の整備（再掲）</p>
<p>【脆弱性評価】</p> <p>■道路啓開</p> <p>道路啓開作業等は、建設業者等の協力が不可欠であるため、平時から防災訓練や協定の締結等により、建設業者等と連携体制を整備しておく必要がある。</p> <p>【対応方策】</p> <p>○道路啓開体制の整備</p> <p>平時から関係団体との連絡体制を構築するとともに、装備資機材の充実を図るなど、道路啓開体制の構築を図る。</p>

リスクシナリオ

7-3 農地・森林の荒廃による被害の拡大

<p>脆弱性評価と対応方策</p> <p>【脆弱性評価】</p> <p>■農地等の保全管理</p> <p>災害による地域コミュニティの脆弱化に起因する農地等の荒廃を防止するため、平時から地域等による農地・農業施設等の適切な保全管理を促進する必要がある。</p> <p>【対応方策】</p> <p>○農地等の保全管理</p> <p>地域農業を支える農道や排水路の整備を進め、生産性の向上と営農効率を高め農業経営の安定を図る。</p> <p>農業者以外の多様な主体の参画を促し、地域住民が一体となり、地域の財産である農地や農</p>

業施設を管理・保全する活動に支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進し、多面的機能の発揮と農村の振興を図る。

農産物への鳥獣被害を抑制するため、地域・関係機関と連携し、対応策の推進を図る。

○効率的かつ安定的な農業経営体の育成

生産性と収益性が高く、効果的で安定的な農業経営体を育成するため、認定農業者、新規農業者及び集落営農組織等の担い手育成を図る。

今後の地域農業を担う新規就農を促進するとともに、地域農業のリーダーとなる人材の育成を行う。

○優良農地の保全と担い手への農地の集積・集約化

農林水産業は食料の生産のみではなく、国土や自然環境の保全や集落機能の維持など多方面にわたり地域住民の生活に不可欠な存在であることから、優良農地の積極的な保全に努める。

農地中間管理事業を活用し、地域の担い手農家への農地の集積・集約化を進め、経営力のある規模拡大を行い、荒廃農地の発生防止と解消に努める。

リスクシナリオ

7-4 風評被害等による市内経済等への甚大な影響

脆弱性評価と対応方策

【脆弱性評価】

■災害時の情報発信

災害時の風評被害を防止するため、正確な被害情報の収集方法や効果的な情報発信方法、関係団体・関係機関との連携について検討する必要がある。

【対応方策】

○情報発信体制の構築

平時から関係団体・関係機関との連携を強化し、正確な被害情報を収集し、その情報を迅速に発信できる体制を構築する。

目標 8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件の整備

リスクシナリオ

8-1 災害廃棄物等の処理の停滞による復旧・復興の遅れ

脆弱性評価と対応方策

【脆弱性評価】

■災害時の廃棄物処理

災害時に迅速に廃棄物を処理するため、市災害廃棄物処理計画に基づき、平時より予防的施策を推進する必要がある。また、下水処理場の汚泥処理の停止を回避する必要がある。

【対応方策】

○市災害廃棄物処理計画の推進

市災害廃棄物処理計画に基づき、国・県・他自治体・民間事業者等との協力体制の確立、資機材の確保、仮置き場候補地の選定などを推進する。

○下水処理における廃棄物処理体制

汚水処理から発生する廃棄物の処理停止を防ぐため、処分先を複数確保し、搬出停止リスクを避けるための体制強化に努める。

リスクシナリオ

8-2 建設業関連など人材不足等による復旧・復興の遅れ

脆弱性評価と対応方策

【脆弱性評価】

■応援・協力体制

災害時に市単独で十分な応急・復旧対策ができない場合に備えるため、相互応援協定など、他自治体や防災関係機関との連携を図る必要がある。

【対応方策】

○相互応援・協力体制の強化（再掲）

【脆弱性評価】

■道路啓開

道路啓開作業等は、建設業者等の協力が不可欠であるため、平時から防災訓練や協定の締結等により、建設業者等と連携体制を整備しておく必要がある。

【対応方策】

○道路啓開体制の整備（再掲）

【脆弱性評価】

■ボランティアの受入

復旧・復興時のボランティア活動の円滑化を図るため、受入体制を整備する必要がある。

【対応方策】

○ボランティア受入体制の整備

受援計画を策定するとともに、社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受入体制についてボランティア団体等とのネットワーク化を図る。

【脆弱性評価】

■地籍調査

災害時の迅速な復旧・復興と公共事業の円滑化を図るため、地籍調査を推進する必要がある。

【対応方策】

○地籍調査の推進

復旧・復興時に公共事業を円滑に行うため、土地境界の把握に必要な地籍調査を、引き続き実施する。

リスクシナリオ

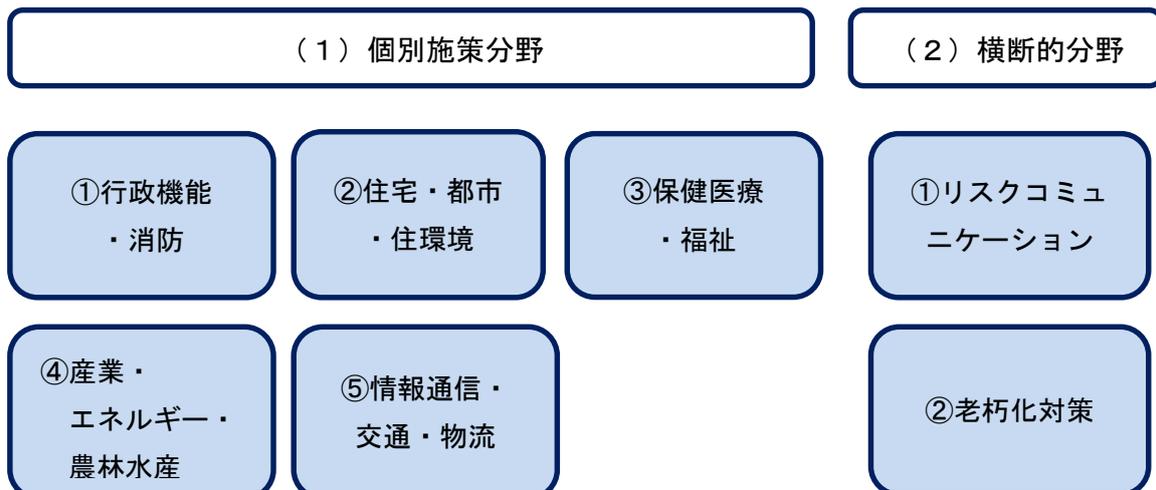
8-3 地域コミュニティ崩壊等による復旧・復興の遅れ

脆弱性評価と対応方策
<p>【脆弱性評価】</p> <p>■地域防災力</p> <p>災害時の被害を抑制するためには、地域の安心・安全は地域で守るという考えが重要であり、自主防災組織等の一層の充実・強化を図る必要がある。</p> <p>市民が自ら身の安全を確保し、地域の防災活動に積極的に参加するよう、ガイドブックやハザードマップの普及・活用等により、防災意識の高揚を図る必要がある。</p> <p>自分の身は自分で守る力を身につけるとともに、他人や地域のために率先して行動できる子どもの育成を目指して、防災教育に取り組む必要がある。</p> <p>【対応方策】</p> <ul style="list-style-type: none">○普及啓発活動の実施（再掲）○自主防災組織の育成強化と活性化（再掲）○コミュニティ組織の充実（再掲）○防災知識の普及（再掲）

第4章 施策分野ごとの対応方策

1. 施策分野の設定

第3章で設定した23のリスクシナリオを回避するために必要な施策分野として、次の5つの個別的な分野と2つの横断的な分野を設定します。



2. 施策分野ごとの対応方策

脆弱性評価の結果に基づき、リスクシナリオを回避するための対応方策について、1で設定した施策分野ごとに整理します。

(1) 個別施策分野

①行政機能・消防

対応方策（該当するリスクシナリオ）
<ul style="list-style-type: none">■消防体制（1-1、2-2、7-1）<ul style="list-style-type: none">○消防力の強化○人員の増強○消防庁舎等施設の整備○消防施設・消防車両の更新整備○消防水利の整備○施設及び資機材の点検整備○広域応援体制の充実強化○消防通信施設の整備○消防団の強化■救急・救助体制（1-1、2-2）<ul style="list-style-type: none">○救急・救助活動体制の強化○傷病者等の搬送体制の確立○集団救急事故対策○要配慮者に対する救護体制の整備○救急体制の確立○救助装備の整備○消防団の強化■火災予防（1-1、7-1）<ul style="list-style-type: none">○火災予防○出火防止対策○延焼被害軽減対策○火災予防指導○立入検査等の実施○住宅防火診断○消防広報活動○文化財の出火防止○予防行政の強化■地域防災力（1-1、1-2、1-3、1-4、8-3）<ul style="list-style-type: none">○普及啓発活動の実施

- 自主防災組織の育成強化と活性化 とりで未来：自主防災会の組織率
- 初期消火力の向上
- 救出・応急手当能力の向上
- コミュニティ組織の充実
- 防災知識の普及
- 物品供給（２－１、５－３）
- 食糧、生活必需品の供給体制の整備
- 水道代替施設の更新整備、拡充
- 応急給水体制の確保
- 相互応援・協力体制の強化
- 事業所・市民に対する普及啓発
- 応援・協力体制（２－２、３－１、８－２）
- 相互応援・協力体制の強化
- 帰宅困難者への対応（２－４）
- 災害情報の提供及び事前対策の普及啓発
- 学校における帰宅困難児童・生徒等の対策の推進
- 市来訪者・交通施設における帰宅困難者対策の推進
- 道路走行中運転者等の帰宅困難者対策
- 取手駅周辺の整備
- 市の体制整備（３－１）
- 防災上重要な建築物の耐震化
- 停電時の備え
- 業務の継続（３－１）
- 業務継続計画の維持管理
- 市職員への防災教育（３－１）
- 市職員に対する防災教育の実施
- 応援・協力体制（３－１、８－２）
- 相互応援・協力体制の強化

②住宅・都市・住環境

対応方策（該当するリスクシナリオ）

- 建築物の耐震化（１－１、７－２）
- 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進
- 既存住宅の耐震化
- 新築住宅の耐震化
- 特定既存耐震不適格建築物の耐震化
- 公共建築物の耐震化・大規模改修

- 落下・倒壊危険物対策の推進
- 市街地再開発事業の推進と支援
- 住環境整備・市街地（１－１、７－１、７－２）
- 空家への措置
- 空家の利活用の促進
- 土地利用の適正化の誘導
- 公園・緑地等の整備
- 都市農地の保全
- 市街地開発の推進
- 地区計画の導入
- 安心して住みやすい魅力あるまちづくり
- 取手駅周辺の整備
- 治水（１－２）
- 河川整備の推進
- 内水施設の整備
- 汚水処理施設・排水施設等の対策
- 下水道施設の耐震化
- 下水道施設のストックマネジメントの推進
- 急傾斜地（１－３）
- 総合的な土砂災害対策の推進
- 下水道施設等（２－３、６－２）
- 下水道施設の耐震化
- 下水道施設のストックマネジメントの推進
- 業務継続計画の推進（下水道）
- 農業集落排水施設の老朽化対策
- 災害時の廃棄物処理（８－１）
- 市災害廃棄物処理計画の推進
- 下水処理における廃棄物処理体制
- 地籍調査（８－２）
- 地籍調査の推進

③保健医療・福祉

対応方策（該当するリスクシナリオ）

- 避難行動の支援（１－１、１－２、１－３、１－４）
- 避難確保計画の策定
- 避難行動要支援者等への対応
- 市民の健康管理（２－３）

- 感染症予防対策の推進
- ボランティアの受入（８－２）
- ボランティア受入体制の整備

④産業・エネルギー・農林水産

対応方策（該当するリスクシナリオ）

- 事業の継続（５－１）
- 企業の事業継続体制の促進
- ライフライン施設（６－１）
- エネルギー供給体制の強化
- 応急給水体制の整備
- 水道代替施設の更新整備、拡充
- 市民、事業者等における備蓄の推進
- 相互応援・協力体制の強化
- 電線共同溝の整備（取手駅北土地区画整理事業地内）
- 下水道施設の耐震化
- 下水道施設のストックマネジメントの推進
- 農地等の保全管理（７－３）
- 農地等の保全管理
- 効率的かつ安定的な農業経営体の育成
- 優良農地の保全と担い手への農地の集積・集約化積
- 災害時の情報発信（７－４）
- 情報発信体制の構築

⑤情報通信・交通・物流

対応方策（該当するリスクシナリオ）

- 情報の収集・伝達（１－４、４－１）
- 市民等への情報伝達体制の強化
- 災害時優先電話の整備
- 防災行政無線の充実・整備及び適切な運用
- 道路・橋梁（２－１、６－３）
- 緊急輸送道路や避難経路となる道路の整備促進
- 都市計画道路等の整備
- 道路施設の耐震性の向上
- 道路ネットワークの確保
- 緊急輸送道路等の啓開作業及び緊急輸送体制の整備
- 道路施設整備の推進
- 電線共同溝の整備（取手駅北土地区画整理事業地内）

- 公共交通（５－２、６－３）
- 災害時の公共交通ネットワークの確保
- 災害に強い公共交通ネットワークの形成
- 道路啓開（７－２、８－２）
- 道路啓開体制の構築

（２）横断的分野

①リスクコミュニケーション

対応方策（該当するリスクシナリオ）

- 地域防災力（１－１、１－２、１－３、１－４、８－３）
- 普及啓発活動の実施
- 自主防災組織の育成強化と活性化
- 初期消火力の向上
- 救出・応急手当能力の向上
- コミュニティ組織の充実
- 防災知識の普及
- 避難確保計画の策定
- 避難行動の支援（１－１、１－２、１－３、１－４）
- 避難行動要支援者等への対応
- 情報の収集・伝達（１－４、４－１）
- 市民等への情報伝達体制の強化
- 災害時優先電話の整備
- 防災行政無線の充実・整備及び適切な運用

②老朽化対策

対応方策（該当するリスクシナリオ）

- 建築物の耐震化（１－１、７－２、７－１）
- 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進
- 既存住宅の耐震化
- 新築住宅の耐震化
- 特定既存耐震不適格建築物の耐震化
- 公共建築物の耐震化・大規模改修
- 落下・倒壊危険物対策の推進
- 市街地再開発事業の推進と支援
- 治水（１－２）
- 河川整備の推進

- 内水施設の整備
- 汚水処理施設・排水施設等の対策
- 下水道施設の耐震化
- 下水道施設のストックマネジメントの推進
- 道路・橋梁（2-1、6-3）
- 緊急輸送道路や避難経路となる道路の整備促進
- 都市計画道路等の整備
- 道路施設の耐震性の向上
- 道路ネットワークの確保
- 緊急輸送道路等の啓開作業及び緊急輸送体制の整備
- 道路施設整備の推進
- 電線共同溝の整備（取手駅北土地区画整理事業地内）
- 下水道施設等（2-3、6-2）
- 下水道施設の耐震化
- 下水道施設のストックマネジメントの推進
- 農業集落排水施設の老朽化対策
- 業務継続計画の推進（下水道）
- 下水処理における廃棄物処理体制
- 市の体制整備（3-1）
- 防災上重要な建築物の耐震化
- 停電時の備え

第5章 計画の推進体制

1. 施策の重点化の設定

限られた資源、財源の中で本市の強靱化を効率的に進めるため、人命保護を最優先とするとともに、影響の大きさ、緊急度、平時の活用等の視点から、23 のリスクシナリオのうち7つを重点化項目とするとともに、重要業績指標（KPI）を設定します。

■重点化するリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	人命の保護	1-1	大規模地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-3	土砂災害等による死傷者の発生

		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等の迅速な対応	2-1	被災地での食糧・飲料水等物資供給の長期停止
		2-2	被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
3	必要不可欠な行政機能の確保	3-1	市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

■重要業績指標（KPI）

指標名	現状値（R1）	目標値（R5）
戸建住宅の耐震化率（％）	75.3	95.0
消防団員の充足率（％）	92.0	95.0
救急講習会受講者数（人）	1,310	1,500
自主防災会の組織数	89	95
防災ラジオ貸与決定件数（件）	1,148	2,150
浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画策定率（％）	28.1	100
都市計画道路整備率（％）	66.3	66.7
取手駅北土地区画整理事業の整備進捗率（％）	72.4	100
道路補修処理率（％）	95.2	96.5
排水整備率（整備事業費／総事業費）（藤代新町工区）（％）	24.0	100
学校施設大規模改修工事実施率（％）	80.0	85.0

2. 計画の推進体制

本計画に位置付けられた施策は、市の基本計画「とりで未来創造プラン 2020」等と連携しながら計画的に推進するとともに、進捗管理及び評価を行います。

施策の見直し・改善は、社会情勢や施策の達成状況等を踏まえて実施します。

取手市国土強靱化地域計画

令和3年 月 発行

発行者／取手市 総務部 安全安心対策課